

## 座安小学校いじめ防止基本方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ防止に向けての基本的な方針

「いじめほどの学校・学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で取り組む。そこで、家庭、地域社会、関係諸機関と連携をとり、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

### 2 いじめ防止等のための組織

#### (1) 校内いじめ防止委員会

校長、教頭、関係教諭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当を委員とし、必要に応じて委員会を開催する。尚、問題のケースに応じては、スクールカウンセラーや教育委員会、児童福祉課等関係機関と連携していく。

#### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度の校内いじめ防止委員会で、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図り、必要に応じて話し合った情報を職員会議で報告する。

### 3 いじめを未然に防止するための取組

#### (1) 心をみがく月間の設定

○いじめ追放朝会、いじめ防止の特設授業、人権に関する特設授業、平和集会

#### (2) 学級経営の充実

○ グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを実施し人間関係づくりのスキルを高めるとともに、QU 検査結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

#### (3) 人権教育の充実

○ 全教育活動を通じた人権教育を推進する。  
○ 校長講話を通して人権意識を高める。

#### (4) 道徳教育の充実

○ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。  
○ 道徳の授業を通して、道徳的実践力を高める。

#### (5) 体験活動の充実

○ 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に計画し、教育活動に取り入れる。

#### (6) 保護者や地域の方への働きかけ

○ 授業参観や保護者会、学校・学年だより、地域教育講演会等を通して、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

#### 4 いじめの早期発見にむけての取組

##### (1) 日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、児童の様子を観察し、いじめの早期発見を図る。

##### (2) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる人間関係や環境をつくる。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

##### (3) いじめ実態調査アンケートの実施と校内への掲示

- アンケートは発見の手だての一つであると認識し、豊見城市のいじめアンケート（年3回）本校独自のアンケート（年8回）を通して、実態を把握する。

#### 5 いじめの早期解決にむけての取組

##### (1) 正確な実態把握

- 当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録いじめの事実確認に努める。
- 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

##### (2) 指導体制、方針決定

- 事実関係について、管理職に報告する。
- 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- 教育委員会等関係機関との連絡調整を密に行う（「報告・連絡・相談・確認」の徹底）。

##### (3) 児童・保護者への対応

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

#### 6 重大事態への対処

##### (1) 『いじめ防止対策推進法』第28条に基づいた対応

（第28条）学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

なお、重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとする。

##### (2) 重大事態の発生と対応の流れ

「いじめの『重大事態』の対応」に基づいて取り組む。

#### 7 年間計画の作成及び評価

「いじめ防止対策年間計画」に基づいて取り組む。

#### 8 P T A及び関係機関等との連携

- ##### (1) 内容に応じて、教育委員会、児童家庭課、警察等と連携を深める。